

事業報告書等未提出特定非営利活動法人に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市長（以下「市長」という。）が所管する特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号。以下「条例」という。）第8条の規定により提出しなければならない事業報告書等を、同条に定める期限までに提出しない場合の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、法及び条例に基づく適正かつ円滑な事務の執行を図るとともに、市民に対し適切に必要な情報を提供することを目的とする。

(第1回督促書の送付)

第2条 市長は、条例第8条に定める期限までに事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、遅滞なく当該特定非営利活動法人の代表者に対し、第1回督促書を発するものとする。

2 前項の規定による督促書は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。

3 前項に関わらず、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に第1項の督促書を受けべき者がいない場合は、当該督促書は、当該特定非営利活動法人の代表者の住所に送付するものとする。

4 前2項に関わらず、当該特定非営利活動法人の代表者の死亡等により前項の規定による督促書が相手方に到達しない場合は、当該特定非営利活動法人の理事及び監事（以下「役員」という。）のうち役員名簿の上位者から順に、当該督促書を発するものとする。

5 前項の規定による督促書は、当該非営利活動法人の役員の住所に送付するものとする。

(第2回督促書の送付)

第3条 市長は、前条第1項又は第4項の第1回督促書を発した日から一定の期間を経過してもなお事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、遅滞なく当該特定非営利活動法人の代表者に対し、提出期限を定めて、第2回督促書を発するものとする。

2 前項の規定による督促書は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。

3 前項に関わらず、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に第1項の督促書を受けべき者がいない場合は、当該督促書は、当該特定非営利活動法人の代表者の住所に送付するものとする。

4 前2項に関わらず、当該特定非営利活動法人の代表者の死亡等により前項の規定による督促書が相手方に到達しない場合は、当該特定非営利活動法人の役員のうち役員名簿の上位者から順に、提出期限を定めて、当該督促書を発するものとする。

5 前項の規定による督促書は、当該非営利活動法人の役員の住所に送付するものとする。

6 第2項から第5項の規定に関わらず、第2条第3項から第5項までの規定により、第1回督促書を主たる事務所の所在地以外に送付している場合は、当該送付先に第2回督促書を送付するものとする。なお、第2回督促書が相手方に到達しない場合は、改めて前2項の規定により送付するものとする。

(過料事件通知書の送付)

第4条 市長は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ前条第1項又は第4項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、法第80条第5号及び非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条に基づき、当該特定非営利活動法人の代表者（代表者不在の場合は当該特定非営利活動法人の役員のうち役員名簿の上位者。）の住所を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書を送付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(認証の取消し)

第5条 市長は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ第3条第1項又は第4項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、法第43条第1項の規定による認証の取消しを行う旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、当該特定非営利活動法人の代表者（代表者不在の場合は当該特定非営利活動法人の理事のうち役員名簿の上位者。）を名あて人とし、当該代表者の住所に送付するものとする。

3 その他認証の取消しに係る手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）、藤沢市行政手続条例（平成8年藤沢市条例第15号）及び藤沢市聴聞手続規則（平成6年9月30日規則第22号）に従い行うものとする。

(市民への情報提供)

第6条 市長は、法第43条第1項の規定による認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、市ホームページに登載するものとする。

(1) 当該特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地及び設立認証日

(2) 認証取消の理由、根拠法令及び認証取消年月日

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の際現に条例第8条に定める期限までに事業報告書等を提出していない特定非営利活動法人の取扱いについて適用する。

ただし、この要綱の施行の際現に3年以上にわたって事業報告書等を提出していない特定非営利活動法人については、第2条及び第3条の規定を除き適用するものとする。この場合において、第4条中「前条第1項又は第4項の規定により指定した期限」及び第5条中「第3条第1項又は第4項の規定により指定した期限」とあるのは、「この要綱の施行日」に読み替えるものとする。